

(新規)

令和3年度 田尻町立保育所等の入所について

【入所対象児童】(定員180名)

平成27年4月2日～令和2年10月1日の間に生まれ、田尻町に居住し、『保育の必要な事由』に保護者が該当する児童。(0歳児は生後6ヶ月を経過した時点で対象となります。)

【入所申込時の提出書類】

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書 (新規用)
2. 保育所入所申込書(兼保育児童台帳)(両面記載・押印のこと)
3. 入所理由証明書 ※1 父・母(ひとり親の場合は、いずれか)の分が必要です。
※2 児童と同一敷地内に居住している65歳未満(令和3年4月1日時点)の祖父母についても必要です。(祖父母が就労または疾病・障害等に該当しない場合でも、申し込みはしていただけますが、入所選考の際の優先度合いは低くなります。)
4. 広域入所に関するご意思の確認について
5. 特定世帯認定申立書(該当される方) ※未婚のひとり親に該当される保護者の方は、
戸籍全部事項証明書を提出いただく必要があります。
6. 保育所入所児童問診票(歳児別)

【申込書の交付・受付】

- 交付期間 令和 2年 9月14日(月)～ 午前9時～午後5時
- 受付期間 令和 2年10月12日(月)～10月16日(金) 午前9時～午後5時
令和 2年10月19日(月)～10月23日(金) 午前9時～午後7時
午後5時15分以降は、和歌山側入口よりお入りください。

○場 所 田尻町民生部子ども課(たじりふれ愛センター内)

- ※注 意
- ・10月26日(月)以降も受付できますが、入所については欠員補充扱いとなりますので、あらかじめご了承ください(必要提出書類に不備があり期間内に申込書が受理されなかった場合を含む)。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、企業等で在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等の推進が行われていることを受けて、例年より早期の申込書配布を行うことで、申込書作成の期間を長めに設けております。受付期間内に提出できるよう申込書を早めにご準備ください。

【入所承諾(内定通知書)】

家庭の状況等を調査・確認し、児童の保育に欠ける度合いの高い順に入所承諾を行います。

児童の保育に欠ける度合いが低い場合や保育室に余裕がない場合は入所できないことがあります。

なお、令和3年度の内定通知書は2月中の発送を予定しております。予めご了承ください。

【注意事項】

- ① 就労内容、住所、世帯等、入所申込時から変更があった場合は、速やかに届出してください。
- ② 入所基準を満たさなくなった場合は、速やかに退所願います。
- ③ 利用者負担額(保育料)を滞納した場合、保育又は保育を運営するうえで支障があると認められる場合は、退所していただくことがあります。

(新規)

子ども・子育て支援制度について

【認定区分】

施設等（認定こども園、保育所、地域型保育事業等）を利用するにあたっては、先に保育の必要性の認定を受けて頂く必要があります。町から認定される3つの認定区分に応じて、利用可能な施設等が異なります。認定後は、町から認定証が交付されます。

○3つの認定区分

認定区分	対象年齢等		利用できる施設等
1号 (教育標準認定)	満3歳以上	保育の必要性がなく、 教育を希望される場合	認定こども園(幼稚園) 施設型給付の幼稚園
2号 (保育認定)	満3歳以上	以下の「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望される場合	認定こども園(保育所) 保育所
3号 (保育認定)	満3歳未満	以下の「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望される場合	認定こども園(保育所) 保育所 地域型保育事業

※従前の私立幼稚園については、保育の必要性の認定を受ける必要はありません。

【保育所等で保育を希望する場合】

就労等により、認定こども園や保育所等で保育を希望される場合は、以下の「保育の必要な事由」に該当しており、町から2号認定又は3号認定の保育認定を受けることが必要です。

○保育の必要な事由

(1) 就労	1ヶ月に64時間以上労働することが常態である場合
(2) 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合 ※出産予定日の前6週間、後8週間が該当します
(3) 疾病・障害	病気、負傷、精神若しくは心身に障害を有している場合
(4) 介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
(5) 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
(6) 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合 ※1 入所後90日以内に就労を証明する旨の入所理由証明書を提出してください ※2 就労予定の方は、内定書等、予定が確認できる書類を提出してください
(7) 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)をしている場合
(8) 児童虐待/DV	虐待やDVのおそれがある場合
(9) 育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用しており、継続利用を必要としている場合
(10) その他	その他、上記に類する状態として町長が認める場合

(新規)

○保育の必要量

2号認定又は3号認定を受ける方は、町が保育の必要量によって「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分します。

就労の場合、「保育標準時間」の下限時間は、月120時間となり、「保育短時間」の下限時間は、月64時間（目安：週4日以上かつ1日4時間以上）となります。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間や利用者負担額が異なります。

保育標準時間	利用時間：最長11時間
保育短時間	利用時間：最長8時間

【利用時間のイメージ】

- ・基本開所時間 7:00～19:00
- ・基本保育時間（保育標準時間） 7:00～18:00
- ・基本保育時間（保育短時間） 8:30～16:30

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
保育標準時間	最長利用時間				延長保育	
保育短時間	延長保育	最長利用時間			延長保育	

※ 延長保育については、別途 延長保育料が必要になります。

【3号認定の利用者負担額（保育料）】

入所の承諾を受けた保護者は、規則で定める保育料を納付していただく必要があります。

保育料は、児童と生計を一にしている扶養義務者の前年度の市町村民税及び当該年度の市町村民税により、本町の徴収基準に基づいて決定します。ただし、父母のみの収入により、生計が成り立つと判断できる場合は、父母以外の扶養義務者の税額を合算しません。

4月～8月までは前年度市町村民税額、9月～3月までは当該年度市町村民税額で決定となり、9月で保育料が変更となります。

※2号認定の利用者負担額については無償となります。